

平成21年第1回（5月）臨時会

東伊豆町議会会議録

平成21年5月21日 開会

平成21年5月21日 閉会

東伊豆町議会

平成21年第1回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号 (5月21日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長あいさつ	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例の一部を改正する条例）	5
○議案第31号 損害賠償の額を定め、和解することについて	8
○議案第32号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）	10
○常任委員の選任について	13
○議会運営委員の選任について	13
○議会広報編集委員の選任について	13
○東河環境センター議会議員の選挙	15
○伊豆斎場組合議会議員の選挙	15
○共立湊病院組合議会議員の選挙	16
○同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任について	17
○同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について	18
○同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について	18
○同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について	18
○同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について	20
○推薦案第1号 東伊豆町農業委員の推薦について	22
○東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙	22

○町長あいさつ	24
○閉会の宣告	25
○署名議員	27

平成21年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成21年5月21日(木)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議案第31号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第 5 議案第32号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 常任委員の選任について
- 日程第 7 議会運営委員の選任について
- 日程第 8 議会広報編集委員の選任について
- 日程第 9 東河環境センター議会議員の選挙
- 日程第10 伊豆斎場組合議会議員の選挙
- 日程第11 共立湊病院組合議会議員の選挙
- 日程第12 同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任について
- 日程第13 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第14 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第15 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第16 同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第17 推薦案第1号 東伊豆町農業委員の推薦について
- 日程第18 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 内山 慎一 君 | 2番 | 飯田 桂司 君 |
| 3番 | 村木 脩 君 | 5番 | 藤井 廣明 君 |
| 6番 | 森田 礼治 君 | 7番 | 西村 弘佐 君 |
| 8番 | 鈴木 勉 君 | 10番 | 山本 鉄太郎 君 |
| 11番 | 八代 善行 君 | 12番 | 居山 信子 君 |

13番 定居利子君

14番 山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木新一君
教育長	飯田伊三男君	総務課長 兼 防災監	鈴木忠一君
企画調整課長	田村正幸君	税務課長	石原邦彦君
住民福祉課長	山田和也君	健康づくり課長 兼 観光商工課長補佐	鈴木秀人君
健康づくり課参事	鳥澤勇君	建設産業課官	稲葉彰一君
建設産業課長	上嶋智幸君	建設産業課官	山口誠君
教育委員会 事務局長	木田和芳君	消防長	平山隆君
水道課長	吉野竹男君	会計管理者 兼 会計課長	齋藤容一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木弥一君	書記	岡田賢一君
書記	中山美穂子君		

開会 午前 9時31分

◎開会の宣告

○議長（八代善行君） それでは改めまして、皆様、おはようございます。

平成21年東伊豆町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の臨時議会は、議員申し合わせ事項による議員任期後半の議会人事を決する重要な会議であります。提出議案は町長から専決処分の承認案、損害賠償の額等について、一般会計補正予算案、監査委員の選任、稲取財産区管理委員の選任等、8議案が予定されております。

議会からは各委員会の委員選任、一部事務組合議会議員の選挙、農業委員の推薦、また、選挙管理委員及び補充員の選挙について、それぞれ御審議をお願いいたします。

議員各位におかれましては、今後2年間、それぞれ議員としての役職を務めていただくこととなりますので、慎重に御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げます。

なお、2年間議員としてそれぞれの役職を務めていただいた皆様には心から感謝申し上げますとともに、今後とも議会運営等、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。よって、平成21年東伊豆町議会第1回臨時議会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（八代善行君） 町長よりあいさつをいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆様、おはようございます。

平成21年、第1回臨時議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとお忙しい中を御出席いただき、厚く御礼を申し上げる次第であります。

本年は町制施行50周年という節目の年に当たり、5月3日に記念式典を開催したところでありますが、おかげをもちまして無事にとり行うことができました。改めて厚く御礼申し上げます。

先行きの見えない景況感が漂う中、厳しい行政運営が続いておりますが、意を新たにし、住民福祉の向上と町勢のさらなる発展に誠心誠意努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、世界的な感染拡大が続いております新型インフルエンザにつきましては、県と連携しながら対応に努めておりますが、国内でも5月17日に感染者が確認され、感染が拡大してきておりますので、町民の皆様には、うがい、手洗いの励行など予防策をお願いするところであります。

さて、今臨時会には、平成18年に稲取保育園の園児が死亡した事故に関する損害賠償請求事件が和解の方向でまとまってまいりましたので、最終和解のため、損害賠償の額を定め、和解することの議案と、和解に伴う損害賠償額を計上した補正予算を提案させていただきました。その他、人事案件、専決処分の承認案を上程いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

なお、本日は、先ほど議長からもごあいさつがありましたように、議会人事が予定されておりますが、円満な人事ができますよう、心から念願する次第でございます。

議員各位におかれましては、ますます御健勝で御活躍いただけますよう御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（八代善行君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八代善行君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八代善行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番、村木議員、7番、西村議

員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（八代善行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（八代善行君） 日程第3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

平成21年度の税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月27日に可決成立し、3月31日に公布されました。このことにより、東伊豆町税賦課徴収条例の一部の改正を図ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき4月1日付にて専決処分をさせていただきましたので、同条3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 税務課長。

○税務課長（石原邦彦君） ただいま上程されました専決承認第2号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、（別紙）東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の概要で説明させていただきますので、よろしく御願いたします。

平成21年改正の東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての主な改正内容は4点あります。

1点目といたしまして、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン特別控除）の創設、2点目といたしまして、固定資産税（土地）の負担調整措置の継続、3点目としまして、個人住民税において、上場株式等に配当・譲渡益に対する軽減税率の延長及び確定拠出金に係る所得控除の見直し、4点目といたしまして、その他、個人住民税の譲渡所得控除の適用期限延長や生命保険控除の改組等でございます。

1点目の住宅税制につきましては、個人住民税において、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）が創設されます。これについての対象者及び特例の期間ですが、平成21年度分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者として、新築または増改築後、平成21年から平成25年までに当該住宅に入居した者が対象となります。

控除額につきましては、当該年度分の住宅借入金等特別控除税額から当該年度分の所得税額を控除した残額があるものについて、翌年度個人住民税において、当該残額に相当する額、（当該年度分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額、最高9万7,500円を限度）が減額されます。

この措置による平成22年度以降の個人住民税の減収額については、減収補てん特例交付金により全額補てんされます。

対象範囲ですが、新築住宅または増改築住宅が対象となります。住宅の種類（一般住宅または認定長期優良住宅）や居住年により、控除率や対象となるローン残高の上限が異なります。

申告につきましては、給与支払報告書等に必要な改正を行い、市町村に対する申告は不要とされます。

経過措置ですが、税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除についても、平成22年度分以降は同様の仕組みのもとで申告不要の制度となります。

次に2点目の土地税制については、平成21年度評価替えに伴い、現行固定資産税、土地ですが、の負担調整措置の仕組みが継続されます。負担水準が一定割合以上の土地については、前年度課税標準額の引き下げ、または据置きとなります。負担水準が一定割合未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の5%を加算いたします。据置年度において地価が下落している場合、価格の下方修正できる特別措置が継続されます。

次に3点目の金融証券税制については、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率が10%の軽減税率（所得税7%、住民税3%）とされます。小額の上場株式等投資のための非課税措置が創設されます。平成22年度改正です。上

場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）が廃止され、20%本則税率（所得税15%、住民税5%）が実現する際に小額の上場株式等投資のための非課税措置が創設されます。

今後、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や非課税口座の設定、源泉徴収の取り扱い等について、さらに検討が進められることになっています。

次に4点目のその他の個人住民税関係ですが、土地譲渡等の事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成25年12月31日まで延長されます。平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合、当該土地の長期譲渡取得の金額から1,000万円が控除されます。優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限が平成26年度まで延長されます。企業型確定拠出年金に導入される個人拠出の掛金については、その全額が所得控除の対象とされます。

生命保険料控除について、介護医療保険料控除が創設され、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用期限が改正されます。改正は平成22年度改正、平成25年度分以降が適用となります。生命保険契約等のうち介護（費用）保障または医療（費用）保障を内容とする主契約または特約に係る保険料について、現行の一般生命保険料控除と別枠で2万8,000円の所得控除（介護医療保険控除）が創設されます。一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ2万8,000円（現行は3万5,000円）となります。一般生命保険料控除、個人年金保険料控除及び介護医療保険料控除の適用がある場合における合計適用限度額は7万円となります。

新制度は平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等について適用し、同日前に締結した生命保険契約等については従前の制度を適用いたします。この場合、新制度と従前の制度の双方の控除がある場合は合計適用限度額は7万円となります。定額給付金や戦没者等の遺族に対する新たな弔慰金については、個人住民税を課さないこととされます。

以上が本日上程されました東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての主要な改正点でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一

部を改正する条例)を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第4 議案第31号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長(八代善行君) 日程第4 議案第31号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 議案第31号 損害賠償の額を定め、和解することについて提案理由を申し上げます。

静岡地方裁判所下田支部、平成19年(ワ)第8号、保育園児死亡事故による損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(八代善行君) 総務課長。

○総務課長兼防災監(鈴木忠一君) ただいま提案されました議案第31号 損害賠償の額を定め、和解することについて御説明いたします。

次のとおり損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、相手方。

静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬88番6号、中村勝義さん(死亡園児の父)。同所、中村智子さん(死亡園児の母)。

2、事件名。

静岡地方裁判所下田支部、平成19年(ワ)第8号、保育園児死亡事故による損害賠償請求事件。

3、事件の概要。

平成18年7月25日に中村心南さん(当時1歳5カ月)が、稲取保育園の園庭で、ミニトマトをの

どに詰まらせて死亡した事故について、相手方から東伊豆町、社会福祉法人たちばな童園及び稲取保育園長を含む保育士4名を被告として、平成19年2月14日静岡地方裁判所下田支部に損害賠償を請求する訴えが提起されていたものでございます。

4、損害賠償の額その他の和解条項。

(1) 損害賠償の額、静岡地方裁判所下田支部の和解勧告に従い、1,150万円を上記社会福祉法人と連帯して支払う。ただし、東伊豆町と社会福祉法人との内部的負担割合は、東伊豆町が550万円、上記社会福祉法人が600万円とします。

(2) その他、相手方は、東伊豆町、他の被告に対して上記(1)以外の請求はしない。

なお、和解内容の詳細につきましては和解案として添付してございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 損害賠償の額を定め、和解することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第32号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）

○議長（八代善行君） 日程第5 議案第32号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第32号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正の予算は既定の歳入歳出予算の総額に550万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を43億8,550万円とするものでございます。補正内容といたしましては、さきの議案で承認をいただきました損害賠償にかかわる和解金1,150万のうち、町の負担分として550万を計上させていただきました。財源といたしましては財政調整基金からの繰入金で調整を図った内容であります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） それでは、ただいま提案されました議案第32号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）について概要を説明いたします。

平成21年度東伊豆町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,550万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

19款繰入金、3項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正前の金額に550万円追加し、550万円といたします。

1節財政調整基金繰入金550万円は、今回の補正におきまして、財源不足を補てん措置いたしました内容でございます。

次に、3歳出について説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に550万円を追加し、4億3,554万6,000円といたします。12、行政総合賠償事業、22節補償補填及び賠償金、細節1、補償補填及び賠償金550万円は議案第31号でお願いしました最終和解のための損害賠償金であります。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」で、ただいま説明いたしました内容を総括してございます。

合計額で申し上げます。まず歳入ですが、補正前の額43億8,000万円に550万円を追加いたしまして、43億8,550万円といたします。次に歳出ですが、補正前の額43億8,000万円に550万円を追加いたしまして、43億8,550万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源がありませんので一般財源を550万円といたします。

以上簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番。

○10番（山本鉄太郎君） これそれで、弁護士費用は取られているなという形で私は理解していますけれども、この和解金だけの補正という形をとっていますが、弁護士費用は十分当初のあれで足りたんでしょうか。その辺1点お聞かせ願えますか。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） 準備費用としまして20年度のほうでも予算とっておられまして、それでよく対応を受けてもらいます。あと、町には計算がありませんので、保育園のほうもその辺は弁護費用ですか、そういう経費のほうはある程度は負担していただけるというように聞いておりました。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

恐れ入りますが、これより議会全員協議会を開催いたしますので、議員各位におかれましては、直ちに大会議室に御参集お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午後 1時30分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎日程第6 常任委員の選任について

○議長（八代善行君） 日程第6 常任委員の選任についてを行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番、内山慎一議員、5番、藤井・明議員、6番、森田・治議員、8番、鈴木 勉議員、10番、山本鉄太郎議員、12番、居山信子議員、以上6名を総務・経済常任委員に、2番、飯田桂司議員、3番、村木 脩議員、7番、西村弘佐議員、11番、八代善行議員、13番、定居利子議員、14番、山田直志議員、以上6名を文教・厚生常任委員にそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第7 議会運営委員の選任について

○議長（八代善行君） 日程第7 議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、5番、藤井・明議員、7番、西村弘佐議員、10番、山本鉄太郎議員、13番、定居利子議員、14番、山田直志議員、以上5名を議会運営委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第8 議会広報編集委員の選任について

○議長（八代善行君） 日程第8 議会広報編集委員の選任についてを行います。

議会広報編集委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番、内山慎一議員、2番、飯田桂司議員、6番、森田・治議員、10番、山本鉄太郎議員、11番、八代善行議員、14番、山田直志議員、以上6名を議会広報編集委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人を議会広報編集委員に選任することに決定いたしました。

恐れ入りますが、これより総務・経済常任委員会、文教・厚生常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと思いますので、1時45分まで休憩いたします。

議員各位におかれましては、直ちに委員会室に御参集願います。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時44分

○議長(八代善行君) 休憩を閉じ、再開いたします。

先ほど各委員会から正副委員長の互選結果を受けましたので、事務局長より報告させます。よろしくお願いいたします。

○事務局長(鈴木弥一君) それでは、総務・経済常任委員会、文教・厚生常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会のそれぞれの委員長及び副委員長の互選結果につきまして御報告いたします。

総務・経済常任委員長に10番、山本鉄太郎議員、副委員長に1番、内山慎一議員。

文教・厚生常任委員長に14番、山田直志議員、副委員長に2番、飯田桂司議員。

議会運営委員会委員長に13番、定居利子議員、副委員長に5番、藤井・明議員。

議会広報編集委員長に6番、森田・治議員、副委員長に2番、飯田桂司議員がそれぞれ当選されました。

以上でございます。

○議長(八代善行君) 以上をもちまして、各位委員会からの正副委員長互選結果の報告を終了いたしました。

◎日程第9 東河環境センター議会議員の選挙

○議長(八代善行君) 日程第9 東河環境センター議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

東河環境センター議会議員に、2番、飯田桂司議員、5番、藤井・明議員、13番、定居利子議員の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、2番、飯田桂司議員、5番、藤井・明議員、13番、定居利子議員の3名を東河環境センター議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名いたしました3名の方が東河環境センター議会議員に当選されました。

当選された方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第10 伊豆斎場組合議会議員の選挙

○議長(八代善行君) 日程第10 伊豆斎場組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。こ

れに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

伊豆斎場組合議会議員に、7番、西村弘佐議員、10番、山本鉄太郎議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、7番、西村弘佐議員、10番、山本鉄太郎議員の2名を伊豆斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名いたしました2名の方が伊豆斎場組合議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

◎日程第11 共立湊病院組合議会議員の選挙

○議長(八代善行君) 日程第11共立湊病院組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

共立湊病院組合議会議員に、12番、居山信子議員、14番、山田直志議員の2名を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました、12番、居山信子議員、14番、山田直志議員の2人を共立湊病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名いたしました2名の方が共立湊病院組合議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

◎日程第12 同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任について

○議長(八代善行君) 日程第12 同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、8番、鈴木 勉議員の退席を求めます。

(8番 鈴木 勉君退席)

○議長(八代善行君) 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任について。

下記の者を東伊豆町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

(議会議員)

住所、賀茂郡東伊豆町稲取1377番地の5。

氏名、鈴木 勉。

生年月日、昭和17年8月25日。

提案理由を申し上げます。

前任者が平成21年5月20日をもって辞職願が提出され許可したため、新たに町議会よりの選出者として就任を願うものであり、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(八代善行君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議案となっております同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

8番、鈴木 勉議員の入場を許します。

(8番 鈴木 勉君入場)

◎日程第13 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎日程第14 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎日程第15 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

○議長(八代善行君) 日程第13 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、日程第14 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、日程第15 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、3番、村木 脩議員、10番、山本鉄太郎議員、13番、定居利子議員の退席を求めます。

(3番 村木 脩君、10番 山本鉄太郎君、13番 定居利子君退席)

○議長(八代善行君) 町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま一括上程されました同意案第3号、第4号及び第5号の提案理由を申し上げます。

まず初めに、同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、東伊豆

町稲取財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任することについて、東伊豆町稲取財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取532番地。

氏名、村木 脩。

生年月日、昭和21年8月16日。

続いて、同意案第4号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町稲取414番地。

氏名、山本鉄太郎。

生年月日、昭和23年6月15日。

続いて、同意案第5号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町稲取1511番地。

氏名、定居利子。

生年月日、昭和22年2月13日。

提案理由を申し上げます。

御審議いただくこの3件の同意案件は、前任者が平成21年5月20日をもって辞職願が提出され許可したため、新たに町議会より3名の方の就任を願うものであり、東伊豆町稲取財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

3番、村木 脩議員、10番、山本鉄太郎議員、13番、定居利子議員の入場を許します。

(3番 村木 脩君、10番 山本鉄太郎君、13番 定居利子君入場)

◎日程第16 同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

○議長(八代善行君) 日程第16 同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について。

次の者を東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員に選任することについて、東伊豆町稲取財産区管理会管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取967番地の2の3。

氏名、梅原 博。

生年月日、昭和21年1月3日。

提案理由を申し上げます。

前任者が平成21年5月20日をもって辞職したため、梅原 氏選任の同意を求めるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(八代善行君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議案となっております同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第17 推薦案第1号 東伊豆町農業委員の推薦について

○議長(八代善行君) 日程第17 推薦案第1号 東伊豆町農業委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、6番、森田・治議員の退席を求めます。

(6番 森田・治君退場)

○議長(八代善行君) 提案理由を申し上げます。

平成21年5月20日をもって、前任者の辞職が許可されたことに伴い、新たに推薦するものであります。

新たに推薦する者の住所は、東伊豆町片瀬1035番地の2。

氏名、森田・治。

生年月日、昭和12年3月18日。

以上、概略説明し、提案理由といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の東伊豆町農業委員に、6番、森田・治議員を推薦いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。したがって、議会推薦の東伊豆町農業委員に、6番、森田・治議員を推薦することに決定いたしました。

6番、森田・治議員の入場を許します。

（6番 森田・治君入場）

◎日程第18 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（八代善行君） 日程第18 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

初めに選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

東伊豆町選挙管理委員には東伊豆町稲取656番地の8、山田昌彦君、東伊豆町稲取906番地の2、中村志郎君、東伊豆町片瀬570番地の9、土屋五昭君、東伊豆町白田320番地の8、山本正博君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を、東伊豆町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名いたしました山田昌彦君、中村志郎君、土屋五昭君、山本正博君。以上の方が東伊豆町選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

東伊豆町選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第1順位、東伊豆町稲取800番地、村木勇司君。第2順位、東伊豆町奈良本899番地の2、太田久君。第3順位、東伊豆町大川314番地、稲葉保君。第4順位、東伊豆町稲取1616番地の2、金指善郎君、以上の方を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を、東伊豆町選挙管理委員補充委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、村木勇司君、第2順位、太田久君、第3順位、稲葉保君、第4順位、金指善郎君、以上の方が順序のとおり東伊豆町選挙管理委員補充員に当選されました。

◎町長あいさつ

○議長(八代善行君) ここで町長より発言の許可を求められておりますので、これを許します。町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 議長の許可をいただきましたので、一言ごあいさつさせていただきます。

先ほど、総務・経済常任委員会、文教・厚生常任委員会、議会運営委員会の正副委員長を初め、各種委員会構成が円満のうちに決定され、新しい議会の体制が整いましたことに心からお祝いを申し上げます。

それぞれの責任分担のもとに議会運営がなされるものと期待をいたしているところであります。

御退任されました方々には、極めて厳しい行財政運営状況下において、円滑なる議会運営と町勢発展のため遺憾なく手腕を発揮していただきましたことに改めて厚く御礼を申し上げます。

御案内のとおり極めて厳しい社会経済情勢の中での行政運営に加え、本格的な地方分権化時代を迎え、地方自治体も変革を求められております。

八代議長、森田副議長初め、議員各位には今後何かと御苦勞を願うことも多いかと思いますが、議会の円滑なる運営に御尽力を賜り、東伊豆町の発展のため、諸問題の解決に当局と一丸となって取り組んでいただきたく、お願いする次第であります。

さらに、新たに各常任委員会の委員長に就任されました、山本鉄太郎総務・経済常任委員長、山田直志文教・厚生常任委員長、定居利子議会運営委員長におかれましても、議会運営に果たす役割の重要性は大なるものがありますので、議長、副議長及び議員各位との連携のもと、精力的な委員会運営について御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（八代善行君） 以上で、本臨時議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

平成21年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会いたします。

長時間、皆様大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 2時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____